

市民と野党の共闘で政治
を変えよう。憲法、くらし、
平和を大切にする都政を

都民がつくる革新都政

発行：革新都政をつくる会
発行人・中山 伸
〒170-0005 豊島区南大塚 2-33-10
東京労働会館5F 電話 (5978) 4031
HP:https://www.kakushintosei.net
E-mail: info@kakushintosei.org
(1部 25 円、送料は別途)

視 点

成長管理への転換で 環境先進都市への転換を

異常気象が激しさを増しています。2023 年 7 月、アントニオ・グテーレス国連事務総長が記者会見の中で「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と述べ、「呼吸ができないほどの空気。耐え難い高温。化石燃料から得る利益と気候変動に対する不作為のレベルを受け入れることは、到底できません」と地球温暖環境が危機的状況を迎えていることの警鐘ををならしました。

そして温暖化が先進諸国の多国籍企業による際限の無い開発、経済優先の企業活動にあることはいまや、誰も否定できない事実となっています。また同氏は「広く見渡せば、多くの銀行、投資家、その他の金融関係者が、汚染者たちに報酬を与え、地球を破壊させ続けて」いることを告発しています。

これはまさに、小池都知事がすすめる多国籍企業のための「稼ぐ都市」を爆走する東京に向けられた警告に他なりません。実際に東京では、「都市再生」を掲げ、都政を超高層ビルによる開発ゲームを持ちこんだ石原都政以降、小池都政に至る 4 半世紀の間に、411 棟もの高さ 100m を越える超高層ビルが建設され、人口も 211 万人も膨れあがり、二酸化炭素の排出量は増えつづけ、過去 100 年間の年間平均気温が 3.2 度も上昇するという異常な事態を迎えているのです。

今夏の異常気象も東京における開発が元凶になっていることは間違いありません。

いますぐ開発優先の東京大改造をやめ、成長管理に基づく地球に優しい東京への転換に足を踏みだすことが求められています。

1 万 5 0 0 0 人結集！
強権政治に声をあげる！
主権者は私たち！
8・19 国会正門前行動

2 面：9・19 行動東京
5 団体アピール掲載



次期都知事選挙まで2年

2028 年都知事選挙基本戦略を策定

8 月 2 日で小池知事が就任 10 年を迎えました。3 期目を折り返し、2 年後には都民の審判を受けることとなります。

小池都政の 10 年を振り返って、果たして都民の暮らしはよくなったでしょうか。東京は住みよい都市になったでしょうか。都民の声が届く都政になったでしょうか。都民の目線で徹底的に検証することが求められています。

小池都政 10 年 マスコミ各社が いつせいに報道

「小池都政 10 年、給付金の功罪 成果上げ首相に接近」(朝日 8 月 10 日) などマスコミ各社が小池都知事へのインタビュー記事を報道しました。小池知事は、10 年を振り返り「コロナ、五輪忘れられない」(毎日)と語り、出生数増を誇り、「日本の成長を牽引する東京に」とのべ、自

身が 10 年間頑張った成果を上げてきたこと誇らしげに語ったことを紹介しています。しかし、その一方で都政の責務である都民のくらし、福祉、貧困と格差、ヒートアイランドなど切実で喫緊の都政課題については語らず、平和のための発言もありませんでした。

また、各社は連載のものを含め特集記事を掲載しましたが、共通して、小池都知事のパフォーマンス施策を評価する記事を展開。小池都知事の問題点については、2016 年都知事選挙での「7 つの公約」について 1 つしか実現できていないこと、「舞台華やか、見えぬ過程」と「規模や華やかさを誇る巨額事業について、意思決定の過程が見えにくくなっている」と指摘する程度に止められています。

全体として都民目線からの分析にはほど遠く、財界ファースト・都民置き去りの都政を容認・評価するものとなっていることは報道機関としての姿勢が問われるところではある。こうしたもとで革新都政をつくる会は 8 日、代表世話人会議を開催、来る都知事選挙に向けて「2028 年都知事選挙基本戦略」を策定

①市民と野党の共闘の発展、②都民目線で小池都政 10 年の検証をすすめる、③都知事選挙のスタートアップのとりくみとして、10 月 21 日に「小池都政 10 年を考える夕べ」を開催することなどを決定しました。

都議会第 3 回定例会で 問われるもの

都議会第 3 回定例会が 9 月 18 日から開催されます。この議会は、高市政権による改憲、戦争をする国づくりの動きが加速するもとで開催されます。東京都がこのような憲法に違反する危険な動きに対

呼びかけ人会議が 2028 年都知事選挙に向け

新社会党東京都本部と懇談



「市民と野党の共闘で都政の転換をめざす呼びかけ人会議は、今年 5 月より 2028 年都知事選挙に向けた立憲野党との懇談をすすめてきました。

8 月 31 日には新社会党東京都本部との懇談を五十嵐仁呼びかけ人代表ほか 8 名の参加で新社会党東京都本部を訪ね、懇談をおこないました。

新社会党からは、みずま雪江書記

長、両副委員長、書記次長が出席され、2028 年都知事選挙に向けて市民と野党の共闘でたたかう方針を固めていること、この間、野党各党との協議が継続的にもたれていることなどが紹介されました。中山事務局からは、これまでの都知事選挙での新社会党の協力に お礼を述べるとともに、呼びかけ人会議として都議会野党会派と東京野党本部との懇談をすすめてきたことなどを報告。各出席者から東京都への要求、都政の課題などの発言がおこなわれ、次期都知事選挙を市民と野党の共闘でたたかうことを共有しました。

戦後 81 年 第 5 福竜丸保存 60 年 平和ウォッチングバスツアー 主催：呼びかけ人会議

開催日 10 月 4 日(日)
集合：JR 両国駅西口 09:30
参加費：5000 円
申込：fax 03-3943-6533
mail:info@yobikakeninkaig.tokyo

都議会第 3 回定例会

開会 9 月 18 日(金)
(知事所信表明)
代表質問 29 日(火)
一般質問 30 日(水)
閉会 10 月 8 日(木)

地震も水害も恐ろしい。七月に最大震度七の熊本地震が起きたのにつづき、八月は酷い水害が起きた。千葉県、石川県、富山県、福井県などに危険警報レベル四、五が次々に出された。▼レール四で全員避難の行動となり、レベル五は「災害発生が切迫している状況を示し、「命を守る行動」をとる。▼犠牲となった方々への哀悼の意を表し、被災された方々にお見舞いを申し上げます。▼ネパールでは大規模洪水で大被害が起きている。地球温暖化による気候変動の影響は凄まじい。根本に利益第一主義の資本主義の害悪があるのだが、現に起きている被害の救済、復旧・復興のためにはただちに最大の手立てが必要である。▼災害が繰り返し起きているのに、真剣な対策を怠った政治の責任は大きい。とくに国民の暮らしを犠牲にして大軍拡と大企業優先の政治を進めている高市政権の姿勢が厳しく問われる。▼地震・水害対策は東京都民にとっても重要事項である。日本共産党東京都議団は、小池都知事に対して「千葉豪雨への支援と、激甚化する豪雨被害に対する抜本的な対策を求める緊急申し入れ」を行った。都民の暮らし・平和・人権を大切にする都政が求められている。(か)

* 青い空 *

八月は酷い水害が起きた。千葉県、石川県、富山県、福井県などに危険警報レベル四、五が次々に出された。▼レール四で全員避難の行動となり、レベル五は「災害発生が切迫している状況を示し、「命を守る行動」をとる。▼犠牲とな

9・19 行動東京 5 団体アピール

戦争法強行から 11 年 戦争反対、改憲許すな！
9・19 国会正門前大行動に大結集しよう！

東京憲法会議、東京憲法共同センター、九条の会東京連絡会、東京革新懇、革新都政をつくる会の東京 5 団体は、9 月 19 日 (土) 午後 3 時 30 分、国会正門前で開かれる「19 行動」への大結集を心より呼びかけます。

今年は、戦争法が強行されてから 11 年目の 9・19 です。

いま高市政権は、憲法改悪と「戦争国家」づくりへと爆走しています。この暴走を止めるのは、私たち市民の世論と行動です。首都東京の草の根からの怒りと運動を大結集してこの流れを転換させましょう。

軍拡をすすめるのではなく、いのちと暮らしを守る政治を！戦争をする国づくりを許さず、憲法 9 条を守りぬきましょう。

東京の各地域、各職場、各団体、そして平和を願う全てのみなさんに 9・19 国会議事堂前への大結集を心より呼びかけます。東京各地で連帯する草の根アクションを展開しましょう。

主権者は私たち！

めちゃくちゃな政治はゆるせない！ いのち、暮らし、人権、平和、民主主義を守ろう！家族、友人、仲間と誘い合い、一人でも多くの人が国会前に集まりましょう。

戦争法強行から 11 年
あの日から続く市民のたたかいを、さらに大きく前へすすめましょう。

この夏、東京で広がった
憲法守れ！戦争をする国づくり阻止
の草の根の運動

平和を願い、不戦を誓う夏、高市首相は 8 月 6 日広島、同 9 日長崎の原水爆禁止世界大会、そして同 15 日の終戦記念日において、過去の戦争への「反省」も、非核三原則の堅持も語らず、国民のなかに不安と怒りがひろがっています。そしてこのような高市政権による改憲・「戦争国家づくり」の暴走のを加速に抗して、全国として東京の各地で、平和と憲法を守る市民の行動がこれまでにない規模で展開されています。

8 月 19 日夕方、「強権政治に声をあげる！主権者は私たち！」を掲げて国会正門前で行われた「19 日行動」には、1 万 5 千人がペンライトを振り、フラッグを掲げて結集。「市民の声で政治を変えよう」と声をあげました。

全都各地で連帯の行動

さらに「国会前だけじゃないよ！」と国会前の行動に連帯して、新小岩

駅北口、品川駅港南口、国分寺駅南口、国立駅南口、代々木駅西口、田無駅西口、大島、町田駅前広場、調布駅前広場、東久留米駅前、東大和市駅前、久米川駅、高幡不動駅南口、八王子駅北口、府中駅前、新宿駅、渋谷など都内で各地一斉にアクションが展開されました。また、6 日には北千住北口、八王子アクシオン、9 日羽村駅、15 日石神井公園駅 NOW AR！ペンライト、24 日船堀駅前、25 日小金井、28 日蒲田駅ペンライト。この他多数のスタンディングも実施されました。

署名行動も各地で

また、原水爆禁止世界大会成功、核兵器廃絶をめざす署名、8・9 行動が全都各地ですすめられ、「平和を願う中央区民の戦争展」「しながわ平和のための戦争展」「杉並ピースフォーラム」など戦争の歴史を伝える「戦争展」や学習会などが地域で開催され、軍

9 月 1 日 犠牲者追悼式典
10 万人を超える犠牲者が生まれた関東大震災から 103 年。都内で、関東大震災朝鮮人中国人虐殺犠牲者追悼大会と朝鮮人犠牲者追悼式典が開催されました。
追悼大会には 500 人の参加者が駆けつけ、韓国からの遺族が「殺されたことはわかっているが骨がない」と悲痛な訴えをおこない、中国の「私たちの「家族は何世代にもわたって、苦しい思いを耐えてきた。日本政府が



同じ過ちをくり返さないの誓いあらたに
歴史を直視し、犠牲になった中国同胞に謝罪と賠償を求めると訴えました。
また、日本共産党の小池晃書記局長が「加害の歴史に正面から向き合うことが日本の政治に求められている」とのべるとともに、小池都知事が虐殺犠牲者に追悼メッセージを送っていないことを批判。韓国、朝鮮、中国の人たちと連帯していくことを表明しました。
震災で 4 万人を超える犠牲者が生まれた墨田区横網町公園では、追悼碑のまえて式典がおこなわれ、日朝協会東京都連合会の宮川泰彦会長が、日本政府がいまだに実態調査をと謝罪をおこなっていないことを断罪。小池百合子東京都知事が 10 年連続で追悼メッセージを送ってこなかったことをきびしく批判しました。
式典には日本共産党、社民党の国会議員、日本共産党の都議会議員が列席、献花をおこないました。
列席者は 800 人を超え、「同じ過ちをくり返さない」と献花をおこないました。(写真：慰霊碑の前で黙祷を捧げる参列者)

「19 行動」に結集し、この夏の全都各地の草の根の力をさらに大きくつなげましょう。

備拡大や憲法改悪などのテーマに若い人、市民の参加が主催者の予想を上回ってひろがっています。
こうした動きに促されて、憲法改悪、戦争をする国づくりを阻止するため東京で活動している東京憲法会議東京憲法共同センター、九条の会東京連絡会、東京革新懇、革新都政をつくる会の東京 5 団体は、この間、東京でのとりくみをすすめるため、協議を重ねてきました。そしてこの 19 日に組み込まれる「19 行



関東大震災朝鮮人・中国人虐殺 103 年

同じ過ちをくり返さないの誓いあらたに

動」に東京の各団体、地域そして都民が大結集することを呼びかけるアピール(左上)を発表し、とりくみを強めています。

「19 行動」に結集し、この夏の全都各地の草の根の力をさらに大きくつなげましょう。

- シリーズ -
都政を
考える
第 12 回
連載

へ 地方自治体の仕組み
予 算 ③

会計の区分

会計は現金の収入・支出や財産の管理、物品の収納・払出を明確にするための経理をおこなうもので、地方自治体の場合、執行する事業が多岐・多分野にわたるため、先に紹介した単一予算主義の例外として、一般会計とは別に特別会計が認められています。

公営企業会計

公営企業会計は地方公営企業法が適用されている水道事業、軌道事業、鉄道事業、病院事業(財政規定のみ)など 8 の事業について運用されているもので、基本的に、施設・資本の造成に関わる費用(資本収支)を料金や運賃などの収益(営業収支)で賄うという仕組みに対応した経理となっています。予算は営業収支と資本収支の二本の経理をあわせたと総合収支で作成されています。

一般会計は、当該自治体にとつて根幹となる会計で、官許会計で経理され、行政に要する収支を総合的に経理するもので、税を主な財源とし、地方自治体の基本的な活動に必要なあらゆる経費を計上することとされています。東京都では、福祉と保健、教育と文化、労働と経済、生活環境、都市の整備、警察と消防などの経費を計上しています。

特別会計

特別会計は地方自治法第 209 条第 2 項の定めにもとづき、特定の事業をおこなうため、もしくは特定の収入をもつて特定の歳出に充てるための会計で、東京都の場合、官許会計で経理される特別会計と企業会計に準じた経理をおこなう公営企業会計に分かれています。一般の区市町村の場合、この公営企業は設置されていないので、官許会計のみで経理されています。
現在、東京都では国民健康保険事業や都営住宅等事業、都市開発資金、用地など 18 の特別会計が置かれています。他の自治体を違

